

I C Tを活用した観光情報発信事業業務委託仕様書

本仕様書は、泉南市（以下「発注者」という）が発注する I C Tを活用した観光情報発信事業業務委託（以下「本業務」という）に適用する。本仕様書に定めるもののほか、別表 1、及び 2、画面偏移図案において、本業務の遂行に必要な事項を定める。

1. 業務名

I C Tを活用した観光情報発信事業業務委託

2. 業務の目的

恋人の聖地に認定を受けた泉南市（以下「市」という。）マーブルビーチ及び隣接する泉南ロングパークを市における観光誘客の核として位置づけ、市域内の様々な観光情報を集約し一元的な情報発信を行うことで、より効果的な観光誘客を図り、臨海部を起点として内陸部から山間部へと及ぶ市全域への賑わいの波及を目的とする。

同時に、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」において、安心安全な生活に対する様々な対策が周知されるに伴って、観光分野においてもウィズ・コロナ、アフター・コロナにおける観光のあり方、観光客のニーズや受容されるプロモーション手法にも新たな変化が顕在化しつつある。本事業では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、観光情報の発信にあたって情報通信技術を用いたデジタルサイネージを採用し、原則非対面、非接触での観光情報をはじめとする、必要かつ即時性の高い情報を提供する。

3. 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

4. 業務内容

(1) デジタルサイネージ表示コンテンツの構築

下記の①～③に基づいてデジタルサイネージの要件定義を行うこと。ただし発注者の意図や目的を実現するため、より効果的な意匠や画面遷移等について提案することは妨げない。

① コンテンツの基本要件

- ・別紙「画面遷移図案」の通り、発注者の指定する WEB サイト及び発注者より支給される情報を活用、調整し、デジタルサイネージ表示用 WEB ページを作成すること。

(指定 WEB サイト)

- 泉南市公式サイト

<https://www.city.sennan.lg.jp/>

●泉南市観光協会 WEB サイト

<https://welcome-sennan.com/>

●泉南市観光協会 体験プログラム紹介サイト

<https://sennan-nature-school.com/>

●泉南市産業観光課 YouTube チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC-UW84e49N0a5LlpmzvJNDw/videos>

- ・画面偏移図案に示したように、抽出したコンテンツを5グループ程度に大分類し、さらにカテゴリーによる階層区分を行ったうえで、約20点の詳細ページを設置すること。
- ・詳細ページはコンテンツの詳細情報のほか、オリジナルガイドマップにより位置情報を明示し、さらにQRコードによってSPアクセスガイドへの誘導が図られること。
- ・SPアクセスガイドはスマートフォン画面での視認性に配慮したものであること。
- ・動画紹介ページは既存の観光関連動画が再生されるほか、QRコードによって利用者の端末でもYouTubeチャンネルへの誘導が図られること。
- ・管理者による情報の更新や修正が容易に行えるよう、カテゴリーごとにテンプレート入力による追加機能を設けること。
- ・情報追加用テンプレートには、平常時には表示しないが、広告や特別な催事限定で用いることのできるページをあらかじめ構築すること。
- ・初期画面の非操作時にはPR動画を流し、人感センサーやパネルにタッチすることにより、トップページに遷移すること。
- ・初期画面に表示させる動画は、コンテンツ管理アプリケーション上でのアップロードと登録ができること。
- ・「操作画面 (=トップページ)」は、日・英・中(簡体字/繁体字)・韓の4言語に対応すること。
- ・動画配信ページは、表示させるYouTube動画をURLで登録できること。
- ・トピックス表示ページは、発注者既設WEBサイトの更新にあわせ、自動的に更新されること。
- ・管理者の判断により有事・緊急時と判断した場合、管理者の操作によりトピックスページを有事・緊急時であることが容易に認識できる表示に切り替えることができること。
- ・コンテンツ作成にあたって、デザイン・レイアウト・必要な素材等について、都度発注者と協議を行うこと。
- ・このほか必要と思われる仕様については、市と協議のうえ決定する。

② システムの基本要件

- ・デジタルサイネージ管理アプリケーションとコンテンツ管理アプリケーションをクラウドサービスで提供すること。

- ・デジタルサイネージ管理アプリケーションは標準で装備し、コンテンツ管理PCアプリケーションは下記に示す要件を満たす機能で制作し提供すること。

③コンテンツ管理PCアプリケーションの基本要件

(ア) ユーザー管理機能

- ・コンテンツ管理PCアプリケーションの運用は複数ユーザーが行うことが可能なものとし、複数のユーザー登録ができ、それぞれが個別にシステムにログインし操作することができること。
- ・セキュリティ上の観点から、ログイン認証にはID・パスワードを入力することで行い、パスワードは定期的な変更を必須とし、所定の日数変更がない場合には変更を促す制御が行われる等、安全面で必要な措置を講ずること。

(イ) 端末管理機能

- ・将来的な拡張性を考慮し、管理できる端末数に制限がないこと。
- ・全端末もしくは一部の端末のみを一覧として表示でき、稼働状況の確認が行えること。
- ・端末ごとに、通信ログ・放映ログ・動作ログ等の閲覧が行えること。
- ・管理サイトへのログインを行ったスマートフォンから各端末の稼働監視が行えること。

(ウ) 端末遠隔制御機能

- ・緊急のコンテンツ変更を考慮し、特定の端末を指定して即時放映内容の変更が可能なこと。
- ・放映内容の確認の為、特定の端末を指定して、放映画面のキャプチャー画像の取得指示が行えること。
- ・端末の状態改善を目的として、特定の端末を指定して再起動の指示が行えること。

(エ) 端末設定機能

- ・デジタルサイネージ稼働時間の変更を考慮して、端末ごとに、放映開始時刻および放映終了時刻を設定できること。
- ・端末は有線LAN接続、または無線LAN接続にてネットワークに接続することができること。

(オ) 配信機能

- ・営業時間外にコンテンツおよび放映スケジュールの更新ができるように、端末ごとに設定された時刻に、登録コンテンツの更新が行われるシステムとすること。
- ・配信により、最低7日先までの放映に必要な全てのデータを事前に端末にダウンロードできること。またこの機能により、端末がインターネットに接続できなくなった場合でも、

7日間は放映が可能な状態であること。

(2) 必要な機器の調達

①機器の設置に関する要件

デジタルサイネージ端末の設置箇所は以下の4施設とする。ただし、詳細な設置場所については現地調査及び発注者と協議のうえ決定する。また設置作業を行うときは、カラーコーン、カラーバー等で作業帯を明示するとともに安全通路を確保するなど、通行人や施設利用者の安全確保について十分な措置をとること。デジタルサイネージに関しては、設置場所の施設及び設備について影響を及ぼさず、また設置場所の雰囲気等についても配慮し、周囲との調和を図った意匠であること。

【設置場所案】

※実際の設置において設置場所の変更となる場合もあるが、その場合であっても本仕様書に定める要件は順守されるものとし、設置場所の確定に伴ってあらたな経費等が発生する場合には、その取扱いについては発注者と別途協議を行う。

- ・ 泉南ロングパーク施設屋内①- (1階フロア内) 〈泉南市りんくう南浜 2-201〉
- ・ 泉南ロングパーク施設屋内②- (1階フロア内) 〈泉南市りんくう南浜 2-201〉
- ・ イオンモールりんくう泉南店館内 (2階フロア内) 〈泉南市りんくう南浜 3-12〉
- ・ 泉南市観光協会観光案内所内 〈泉南市信達牧野 395-4〉

②デジタルサイネージ端末要件

次の仕様を満たす機器を調達するものとするが、市が想定する用途、設置場所等を考慮して、より良い機能・サイズ等の提案がある場合は、発注者と協議のうえ決定することができるものとする。またいずれの機材を調達する場合であっても、仕様や意匠の分かる資料を提出のうえ、事前に発注者の承諾を得ること。

(ア) デジタルサイネージ端末本体 (スタンド共) 4台

・ パネル詳細

画面インチサイズ	55インチ 以上
解像度	1920×1080(Full HD) 以上
アスペクト比	16:9
輝度	700cd/m ² 以上

・ ハードウェア/OS

CPU	クアッドコア 1.6G Hz 以上
OS	Android 5.1以降

- ・ファイル対応形式
 - 画像形式 BMP・JPG・JPEG・PNG・GIF・TIF
 - 映像形式 AVI・MKV・MOV・MP4・MPG・TS・VOB・TRP・FLV・WMV
 - ファイル形式 PPT・PPTX・DOC・DOCX・PDF・XLS・XLSX
 - オーディオ形式 MP3・AAC・WAV・WMA
 - Wi-Fi IEEE802.11b/g/n
 - 外部入力 USB・SD・LAN RJ45・HDMI（各1箇所以上）
- ・電圧 AC100-240V（power adaptor）
- ・その他
 - 保守1年間（サインージ端末、アプリ共）
 - 認証 必要な安全基準認証を受けていること
 - 特殊加工
 - 防塵及び防汚加工
 - モニター縦置き設置
 - タッチパネル 静電容量方式、マルチタッチ対応
- ・ディスプレイスタンド
 - サインージパネルを安全に固定することができ、キャスターによって移動可能なもの。（固定のためのキャスターロック機能等が必要）
- ・サインージ・プレイヤー Android搭載のもの 1台

③システム構成

- ・デジタルサインージは、インターネットに接続し、外部のクラウドサーバー（コンテンツ管理サーバー）経由で、情報ソースにアクセスすること。
- ・クラウドサーバーは本契約に基づき、あらたにレンタルサーバーを用意すること。レンタルサーバーの選定にあたっては、日本国内に設置されるものであり、かつ受注者において安全性、堅牢性について十分に考慮し、選定を行う必要がある。また選定にあたっては、次年度以降、市との契約を締結する必要があるため、必要な資料を提出のうえ、事前に市の承諾を得ること。
- ・インターネット接続は設置場所の既設無線LANを使用する。
- ・無線LANの使用にあたっては通信容量に配慮し、他の通信に影響を及ぼさないこと。
- ・システムの構成は、利用現場での運用を十分考慮し、必要な環境設定を適切に行うこと。
- ・システム設計及びインストール作業については必ず受注者内において行うこと。
- ・システム設計及びインストール作業効率の向上を図るため別途サインージ・プレイヤーを用いて作業にあたること。
- ・本仕様書に明記の無いハードウェア・ソフトウェアであっても、本システムを円滑に運用するために必要なものがある場合は、それらも含めたシステムとすること。

- ・サイネージ端末、システム共に設置及び稼働から 12 カ月間の保守管理費用を含むこと。

5. 研修等の実施

- (1) 導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに職員に対し、操作研修を実施すること。
- (2) 機器の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話又はメール等により助言を行うこと。
- (3) デジタルサイネージ管理アプリケーション・コンテンツ管理アプリケーションに関しては、納入時に取扱説明書を提出すること。

6. その他留意事項

- (1) 本業務の受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護される第三者の権利となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、市と協議の上、決定する。